

最近の幼児教育から

多田鉄雄



昨年夏に西ドイツのボンで開かれたO.M.E.P（世界幼児教育

機構）の世界会議で、西ドイツの幼児教育事情を報告したシターレル女史は、西ドイツにおいては就学前教育という概念が次の三つの意味で用いられているとしている。すなわち、

(1) 最も広い意味では、義務就学に至るまでの就学前期間における家庭ならびに施設での幼児の全教育。

(2) やや狭い意味では、キンダーガルテンを意味し、それは特有の就学前施設として考えられている。この場合には満三歳未満児はキンダーガルテンに就園させられるべきでないとする統一見解がある。しかし同時に可能な限り、すべての幼児に対して、家庭教育の補充として、キンダーガルテンに就園する機会が与えられるべきであるとする。

(3) いっそう特殊な意味では、最近になって用いられてきた概

念であるが、家庭またはキンダーガルテンから小学校への移行を容易ならしめるための就学前教育なる概念、それゆえに五歳児および六歳児に対するもの。

シターレル女史はこのように説明したあと、家庭なるものが、たとえそれが現在の時点では多くの問題をもつていても、幼児にとつてはもつともよい教育担当者であることを確信するものであり、したがって生後三ヵ年の幼児に対する施設は長い間にわたって教育的というより、社会救護的な施設として妥当してきたし、満三歳からのキンダーガルテンも同様に社会的・教育的施設であった。しかし現在ではこの家庭を補う方策の特別なる教育的意義がますます強く認識されているとしている。

ここに西ドイツの例を引き合いに出したのは、最近のわが国の幼児教育の問題点を考えるために格好の示唆を与えてくれているからである。まず幼児教育に対する関心の高まりが、それは世界的趨勢といつてもよからうが、就学前教育施設ないしは就学前教育自体のあり方について再吟味をせまっていることである。つぎに右のことは特に五歳児の問題を大きく前面におし出しているわけで、それは当然に幼児に対する知的教育がどのようにあるべきかの問題、ある場合には早期教育の問題となつてゐる。さらに幼児教育における家庭、したがつて両親の役割の再認識の問題である。これらについて、いちいちくわしく述べて行くことは、ここでは不可能であるが、そのうちの若干をとり上げて見ようと思う。

大方が知つておられるように、中教審は昨年六月に「幼児教育が教育の機会均等の出発点であるとの認識に立つて、幼稚園の入園を希望するすべての五歳児を就園させることを第一次の目標として、そのために市町村に対して必要な幼稚園の設置を義務づける一方、将来は幼稚園として必要な条件を具備した保育所に対しては、幼稚園としての地位をあわせて付与する方法を検討すべきこと」を答申している。

これに照應するかのように日教組の教育制度委員会は、本年

二月十八日の集会で中間報告書を発表し、その中で保育制度の二元的現状を解消する保育一元化を主張しており、そのあるべき姿として、1) 現行の保育所、幼稚園の二元的発想をやめ「保育概念」により統一する。2) 家庭保育をふくめ二十四時間保育の観点を確立し、その保育計画をたてる。3) 保育一元化的形態として現在の保育所、幼稚園を公費でまかなう保育園（または幼稚園）に改組、一本化するなど九項目を提案し、経過的、現実的の措置として、1) 保育施設の増設、2) 長時間保育の実現、3) ゼロ歳からの保育の普及、4) 保育者の増員、5) 独立の行政庁（保育庁）の設置、などを求めている。

右の二つは必ずしも同一の主張ではなく、立論の根拠にも相異があるにしても、およそなんらかの偏見とか、セクショナリズムにとらわれることなく、具体的に一人一人の子どものことを考えるならば、かくあるべきことは当然のことであつて、すでにいわゆる幼保一元化の問題として長い間、多くの専門の人から主張されてきたところのものである。もとよりここでいう幼保一元化とは画一的・形式的一元化を必ずしも意味するのではなく、子どもの福祉と教育、養護と教育は、それが子どもにあつては不可分に結びついているものであるから、それを統一的・総合的に考えて実際に処理してゆかねばならぬということ

とであつて、すなわち、日教組の言葉をかりれば「保育概念」にもとづいて統一することであり、具体的には場合に応じ、子どもに応じて、重点のおき方をかえることがあつて少しもさしつかえないのである。

しかもかかる理念は、実は大正十五年に制定された幼稚園令の基底をなしていたのであり、幼稚園が学校教育法の中で規定されるようになつても、この理念が否定されたわけではなく、（むしろその後の文部省と厚生省との協力による児童保育制度に対する見解統一が期待されるはずであった）それゆえに同法の中では保育という言葉が使われているのである。したがつて筆者は「幼稚園教育要領」では保育の一機能である保護の面がたなあげされていると批判したのであつたし、平井信義教授も「教育」ということばを避けて保育としたのも、幼児期という発達の特質をとらえた教育を考えたからであり（中略）母性的な世話をしながら教育する面をはつきりととらえたことばだと思ひます。ですから、文部省から教育要領ということばを使っての発表があつたとき、保育ということばが無惨にも消された（下略）」「保育所のかたがたは、母親に代わって長時間の保育を実現する機能をもち、また、三歳未満児をも受託するという機能がつけ加わっているというちがいがありました。それは、「母

親に代わる機能」の実現であり、そのほかでは幼稚園と変りがないということは、当然のことと考えていました（雑誌「保育」一九七一年九月号）としている。

この意味の幼保一元化は、たしかに制度の問題であり、これまで長い間、結局はセクショナリズムがわざわいしていまだに具体化されないまままでとどまつており、たとえば厚生省の元次官を会長とする中央児童福祉審議会が、昨年十月五日に「保育所と幼稚園とは別」であると答申しているような状態がつづくならば、日教組のいうように独立の行政庁の設置以外にとなるべき道はないかとも考えられるが、しかしこれは単に制度面での問題のみではなく、この理念は一人一人の保育者の態度にもかかわってくるものであり、したがつて保育の内容の問題でもあるはずである。であるとすれば「幼稚園教育要領」はこの立場からも再検討を要するものであろう。

つぎに、長い間まず社会福祉施設であつた西ドイツの就学前教育施設が、ここ十年来その教育的機能をますます重視しており、幼児に対する文字指導の可能性さえとり上げてきていたにもかかわらず、なお家庭、すなわち親たちをもつて、もつともよい幼児教育担当者としていることは、第一義的には、日常生活、社会生活の基本的なしつけ、情愛にもとづく教育が、

なによりもまず親たちの責務であるその理由からである。わが国ではどうであろう。親たちが、ある場合には保育者まで、そな対しての自発性、自主性を育てるとの美名のもとで、その勝手気ままを放任し、大切なしつけを怠りながら、その反面過保護による悪影響を幼児に与えていないであろうか。あるいは幼児教育ブームに便乗せる商業人ベースに振り回されながら、自らの責務をたなげて、すべてを幼稚園に依存する、自主性のない親たちが多くなつていないのであろうか。

学校にても幼稚園にても、そこに働く教育者は教育の専門家ではあっても、万能ではないのであり、たとえば幼稚園でいえば、毎日の四時間内外の集団的生活の中での幼児の指導といふ、幼児に対する全教育の一端を、たとえそれが全力をあげてあれ、担当しているにすぎないのである。

このことは親たちと保育者が幼児の保育において担当するそれぞれの役割を、現在においてはとくに明確化する要があり、かく両者の分担する役割が明確であってこそ、初めて両者の正しい協力が成り立つものと考えられる。母親教育にしても、母の会にしてもこの基盤からあらためて見直されるべきであろう。

文字指導、その他早期の知的教育に關してもわが国と同様、西ドイツにおいても百家争鳴のようすである。しかしその年齢

期に指導とか教育が可能であることは、ただちにそれがその年齢期に適切な指導・教育ということにはならない。本誌の本年三月で牛島義友教授が幼児の発達の加速度現象説を否定していることは、筆者が長年にわたって得たデータからも裏書きされており、むしろ同教授の指摘するように「幼児の生活環境を改善すること」こそ、現在において最も緊要な課題であるといえる。

幼児の知的教育にしても、多くの知識を与えることが妥当なのではなくて、その年齢期の幼児の知的活動を促すことが、目標でなければならないのであり、そのことはあらためて論ずるまでもなく、幼児保育の真髓を把握している熟練の保育者はすでに何十年も前から実際に行なつてきていることである。

最後にシタール女史の報告書でも、就学前教育の改革が成功するか否かは、ひとえに保育者の質と財源の問題であると指摘しているが、これまた、わが国についても全く同然のことであろう。